

# 災害対策資金融資

## 令和4年3月福島県沖地震対応型 のご案内

郡山市では、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により施設等に被害を受けた中小企業者向けに、災害の復旧に係る事業資金の供給を図り、早期の復旧及び経営の安定に資することを目的として災害対策資金融資(令和4年3月福島県沖地震対応型)を実施します。

対象者や条件は次のとおりです。詳細については、市公式ウェブサイト等でご確認ください。【申込先】市内の取扱金融機関(裏面参照)

**【貸付実行期間】 令和4年4月1日から令和4年8月31日まで**

### 対象者

- 次の要件を全て満たした中小企業者
  - ✓ 郡山市長が発行した「り災証明書」の交付を受けている
  - ✓ 中小企業信用保険法第2条第1項の中小企業者に該当している
  - ✓ 市内に主たる事業所を有している
  - ✓ 原則として市民税を完納しており、かつ、同一事業を1年以上営んでいる

### 融資条件等

- 融資限度額：1,000万円
- 融資期間：7年以内(据置1年以内)
- 資金用途：災害復旧に係る運転資金及び設備資金
  - ※融資申込書に、災害復旧に係ることが分かるよう、用途をご記入ください。
- 利率：年1.3%以内(固定)
- 返済方法：原則として元金均等月賦返済
- 信用保証：必要に応じて保証協会の保証を付し、信用保証料率は保証協会の定める率
- 保証人・担保：法人の場合…原則として保証人1人以上を付し、必要に応じて担保を徴する  
個人の場合…必要により保証人、担保を徴する

※本融資制度を利用した中小企業者は、郡山市から「信用保証料補助」及び「利子補給補助」を受けることができます。要件等については裏面をご覧ください。

**【信用保証料補助】**

災害対策資金融資（令和4年3月福島県沖地震対応型）を利用した中小企業者が福島県信用保証協会に納付した信用保証料に対して補助します。

- 補助対象者：市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、事業所税、都市計画税及び国民健康保険税）を完納している方
- 交付申請期間：保証料の支払日の翌日から起算して6月以内
- 補助率：100%（限度額50万円）
- 申請方法：所定の様式（取扱金融機関へお問合せください。）に必要事項を記入の上、福島県信用保証協会が発行する信用保証料の支払額が確認できる書類を添えて取扱金融機関へ提出してください。

**【利子補給補助】**

災害対策資金融資（令和4年3月福島県沖地震対応型）を利用した中小企業者が金融機関へ支払った当該融資に係る約定利子額に対して補助します。

- 補助対象者：市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、事業所税、都市計画税及び国民健康保険税）を完納している方
- 補助対象期間：貸付が実行された日から7年まで。ただし、補助金の交付については年度ごとに行う。
- 補助率：100%
- 申請方法：年度内の約定利子の支払いを終えた後、所定の様式に必要事項を記入の上、次の資料を添えて郡山市産業政策課へ提出してください。（年度末に対象者に対し案内をお送りする予定です。）
  - ・取扱金融機関の発行する約定利子額が分かる書類（返済予定表の写しなど）
  - ・利子の支払額が確認できる書類（通帳の写しなど）

**【取扱金融機関】**

秋田銀行、足利銀行、北日本銀行、七十七銀行、常陽銀行、大東銀行、東邦銀行、福島銀行、山形銀行、郡山信用金庫、須賀川信用金庫、福島県商工信用組合